

## 集会アピール

2年前の2015年3月、私たちは、国際人種差別撤廃デーを記念して、国際人権基準に照らしての日本の人種差別の現状と差別撤廃を国内外に訴える院内集会を開催した。その際、日本は人種差別撤廃条約や国際人権規約などの締約国であるにも関わらず、条約上の義務を果たしておらず、一番の問題は国が人種差別問題の存在、あるいはその深刻さを認めることから逃げており、差別撤廃の出発点にすら立っていないことだと指摘した。その結果、人種差別撤廃政策がなく、政府に担当する省庁すらなく、人種差別を禁止する法律がない。人種差別撤廃のための教育プログラムも、国内人権機関も個人通報制度もない状況であると述べた。

ふりかえって、この2年間の闘いで、少し前進があったことは確かである。在日外国人に対するヘイトスピーチについて国は初めて実態調査を行い、深刻な被害があり緊急な問題であることを認め、2016年5月、ヘイトスピーチ解消法を成立させた。また、2016年12月、部落差別の被害を認める部落差別解消法を成立させた。ただし、これらの法律は理念法であり、実効性が弱く不十分なものであることは、今日のこれまでの報告で指摘されている通りである。

他方、残念ながらこの2年間で、悪化したこともいくつもある。特に公的な差別の面で、朝鮮学校の高校無償化制度からの排除から端を発し、地方公共団体による補助金の削除・削減が拡大し続けている。沖縄・琉球の人々の度重なる民意を無視し、直接の暴力をもってさらに沖縄に米軍基地新設を強行しようとしている。また、2020年オリンピックに向けて移住労働者に対する使い捨て政策を強化している。このような公的な差別を受け、マイノリティに対するヘイトスピーチをはじめとする差別はネット上でも実社会でも蔓延している。

以上から、私たちは、国に対し、共通の課題として、国際人権法上の義務に合致した人種差別撤廃政策と法整備を責任をもって速やかに整備することを求める。

まず、国は国際人権基準に照らし、人種差別撤廃委員会などの国連の人権状況監督機関からの勧告を真摯に受けとめ、自らの行っているさまざまな人種差別政策を反省し改めるべきである。

次に、国は、人種差別の撤廃に本気で取り組み、省庁を横断する対策本部を設置し、人種差別撤廃のための総合的な政策をつくり、基本方針と基本計画をたてるべきである。また、人種差別撤廃政策を立案し、公的機関による実施状況を監督する独立した第三者機関の設置も不可欠である。

さらに、差別の問題の解決のためには差別の被害者であるマイノリティの声を聴くことを制度的に保障することは国際的な要請である。これらの法的根拠として、人種差別撤廃基本法を速やかに制定することを求める。

政府自身が 2015 年末に発表した法務省予算案の中で、2020 年のオリンピック・パラリンピックまでに人権大国を実現する目標を掲げている。あと 3 年間で、最低限国際人権法上の義務を果たすためにはこのような体制を作らなければ到底間に合わない。

さらに、教育においても、人権一般でなく、人種差別の歴史と現状、マイノリティの歴史、文化、言語を教えるなどの具体的な実効性ある人種差別撤廃教育を実施することを求める。

これらの政策を担保するため、また、被害者の救済のため、国際人権基準に合致する独立した国内人権機関の設置は不可欠である。被害者救済のためには一般の裁判や現行の法務省人権擁護制度では極めて限定的である。

また、国際人権基準を浸透させるためにも、被害者救済のためにも個人通報制度採択は不可欠である。被害者の苦しみは日々続いており、被害者の救済、差別の根絶は急務である。私たち本集会参加者は、国が被害者の声を真摯に受け止め、以上の人種差別撤廃政策と法整備を速やかに行うことを求めるものである。

2017 年 3 月 22 日

「レイシズム・イン・ジャパン — 今、何が求められているのか」集会参加者一同